

理容師養成施設における中学校卒業者等に対する入所試験及び講習実施基準について（平成10年2月3日生衛発第126号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者についての理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）附則第6条第1号の講習に関する実施基準並びに入所試験に関する取扱いを、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における理容師養成施設に対してその旨周知願いたい。

なお、平成10年3月31日以前に理容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒が在学する養成施設については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の取扱いとする。

【別紙】理容師養成施設における中学校卒業者等に対する入所試験及び講習実施基準

1 総則

- (1) 理容師養成施設においては、指定規則第4条第1項第1号イの規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号。以下「改正法」という。）附則第5条第2項に規定する者を含む。以下「中学校卒業者等」という。）であって、当該養成施設が実施する入所試験に合格した者を入所させることができる。
- (2) 中学校卒業者等に入所を認める養成施設においては、学校教育法第56条に規定する者に該当しない生徒（以下「講習対象生徒」という。）に対して、講習を実施しなければならない。
- (3) 中学校卒業者等であって、理容師養成施設において、講習の課程を修了し、かつ、理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものは、理容師試験を受験することができる。

2 入所試験

(1) 目的

中学校卒業者等に対する入所試験は、理容師養成施設における学習に支障のない程度の学力を有する者を選抜するために行う。

(2) 試験科目

中学校卒業者等に対する入所試験は、中学校の必修教科のうち、理容師養成施設における教科科目の内容を勘案し、各養成施設において必要と認められた科目について行う。

(3) 試験の方法

各養成施設において、適切な方法を定める。

(4) 入所の判定

各養成施設において、入所後に行う講習との関連を考慮の上、入所試験の結果からみて適当な学力を有すると認められる者を入所させる。

3 講習

(1) 目的

講習は、講習対象生徒に対し、理容師養成施設における教科科目の学習を補助するために実施する。

(2) 講習の内容

ア 講習科目及び各科目ごとの授業時間の標準は、次のとおりである。

| 講習科目 | 授業時間 |
|------|------|
| 現代社会 | 35時間 |
| 化学 | 35時間 |
| 保健 | 35時間 |

イ 各講習科目の内容は、別添「理容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習科目の内容の基準」による。

(3) 講師

各養成施設において、各講習科目ごとに適当であると認められる者を講師として選任する。

(4) 講習の方法

ア 講習は、理容師養成施設における教科科目の学習との関連を考慮し、計画的に行う。

イ 講習は、原則として各養成課程ごとに設ける。ただし、講習対象生徒の負担等を勘案し、当該養成施設における他の養成課程の講習の履修を認めることができる。

ウ 講習は、各養成施設において、講習対象生徒の負担等を勘案し、適当と認められるときは、通信授業及び添削指導により行うことができる。この場合においては、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」二（（1）ア、イ及び（2）を除く。）、4及び5に定めるもののほか、次によるものとする。

① 教材は、別添「理容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習科目の内容の基準」に従って構成されるものであること。

② 添削による指導は、それぞれの講習科目について3回以上行うこと。

(5) 課程修了の認定

養成施設においては、講習対象生徒が当該養成施設が定める所定の講習科目及び所定の授業時間を履修し、その成果が講習科目の指導目標からみて満足できると認められる場合には、課程の修了を認定しなければならない。

4 その他

- (1) 養成施設においては、改正法附則第5条第1項及び第2項の規定が設けられた趣旨にかんがみ、入所資格の設定に当たって、中学校卒業者等の志望の動向に十分留意しなければならない。
- (2) 中学校卒業者等に入所を認める養成施設においては、入所試験及び講習の実施に当たって、中学校卒業者等の負担加重とならないよう、十分配慮しなければならない。
- (3) 養成施設の長は、講習の課程を修了していない講習対象生徒に対しては、指定規則第10条に規定する卒業証書を授与してはならない。

【別添】 理容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習科目の内容の基準

第1 現代社会

1 実施方針

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培うとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

2 各項目の内容

(1) 現代社会における人間と文化

- ア 日本の生活文化と伝統を理解させ、それらが行動の基盤になっていることを考えさせることにより自己理解を深めさせるとともに、人生における宗教や芸術の意義について考えさせる。
- イ 大衆社会、高齢化社会、情報化社会など現代社会の特質を理解させ、それとの関連で学ぶことの意義及び青年期における自己形成の課題について認識を深めさせるとともに、自己の人生と職業生活及び余暇について考えさせる。

(2) 現代の政治・経済と人間

- ア 地域社会の変化に着目させ、地方自治と住民福祉について理解させ、住民の生活と政治・経済の動きとのかかわりについて考えさせるとともに、地域社会の一員としての自覚を深めさせる。
- イ 現代の市場と企業、技術革新などと情報化や国際化の進展について理解させ、我が国の経済社会の変化について考えさせる。また、国民所得の動き、産業構造の変化、雇用問題と労働関係、消費者保護と契約、社会保障の充実、社会資本の整備などについての理解を深めさせるとともに公的部門の役割と租税の意義について考えさせ、国民生活の向上と福祉の増大に対する認識を深めさせる。
- ウ 基本的人権の保障と法の支配、国民主権と議会制民主主義、平和主義と我が国の安全についての理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせる。

3 学習指導上の留意事項

- (1) 必修の教科科目、特に、関係法規・制度、理容文化論、理容運営管理との関連を考慮するとともに、細かな事象や高度な事項・事柄には深入りしないようにする。
- (2) 生徒が主体的に自己の生き方にかかわって考えるよう学習指導の展開を工夫する。
- (3) 的確な資料に基づいて、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方を育成するとともに、統計などの資料の見方やその意味、情報の検索や処理の仕方などについて指導する。

第2 化学

1 実施方針

日常生活と関係の深い化学的な事物・現象に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、化学的な事物・現象や化学の応用について理解させる。

2 各項目の内容

(1) 自然界の物質とその変化

- ア 人間を取り巻く自然界の物質のうち主な成分元素を中心に物質の性質とその変化について理解させる。
- イ 空気の組成及び燃焼にかかわる物質の性質とその変化について理解させるとともに、燃焼にかかわる安全性についても知らせる。
- ウ 電解質や親水性の物質がよく溶解することを理解させるとともに、気体や固体の溶解性についても知らせる。

(2) 日常生活の化学

- ア 食品中の主な成分である炭水化物、タンパク質、脂肪の性質について知らせる。

- イ 身近な材料として用いられている主な天然及び合成繊維の性質と用途について知らせる。
- ウ 繊維に対する染色や香粧品として用いられる代表的な染料の性質や用途について知らせる。
- エ 洗剤の性質や用途及び洗剤の機構について基本的な事項を理解させる。
- (3) 身近な素材、身の回りの物質の製造
 - ア プラスチックの成分の違いや特徴及び用途について知らせる。
 - イ 金属の腐食やその防止について知らせる。
 - ウ 代表的なガラス、セメント及び陶磁器等の性質について知らせる。
- 3 学習指導上の留意事項
 - (1) 必修の教科課目、特に、理容の物理・科学、理容技術理論及び理容実習との関連を考慮するとともに、詳細で羅列的な扱いはせず、高度な事項・事柄には深入りしないようにする。
 - (2) 生徒が興味、関心をもって学習できるよう教材や学習方法を工夫する。

第3 保健

1 実施方針

個人及び集団の生活における健康・安全について理解を深めさせ、個人及び集団の健康を高める能力と態度を育てる。

2 各項目の内容

(1) 現代社会と健康

- ア 我が国の健康水準の向上や疾病構造の変化に伴って、健康の考え方やその保持増進の方法も変化してきたことを理解させる。
- イ 健康を保持増進させるためには、適切な食事、運動、休養が重要であることを理解させる。また、不健康な生活習慣の是正や医薬品の正しい使用法について理解させる。
- ウ 人間の精神と身体の密接な関係について理解させるとともに、精神の健康を保持増進するための方法について知らせる。

(2) 環境と健康

- ア 人間の生活や産業活動は、自然環境を汚染し健康被害をもたらすこともあること、このため様々な対策がとられていることを理解させる。
- イ 人間の健康には、自然環境の調和が重要であることを理解させる。

(3) 生涯を通じる健康

- ア 生涯の各段階において健康についての課題があることを知らせ、その課題に応じた健康管理を行うことが必要であることを理解させる。
- イ 職業病や労働災害の防止には、作業形態や作業環境の改善を心がけ、健康管理及び安全管理を行うことが必要であることを理解させる。

(4) 集団の健康

- ア 伝染病や成人病については、様々な予防活動が行われていることを理解させる。
- イ 環境の整備を図るため上下水道の整備や廃棄物の処理が行われていること、また、食品の安全性の確保を図るため食品衛生活動が行われていることを理解させる。
- ウ 国民の健康の保持増進を図るための保健・医療の制度について理解させる。

3 学習指導上の留意事項

必修の教科課目、特に、衛生管理及び理容保健との関連を考慮するとともに、具体的事例をあげることによって生徒の理解を高めるようにする。

美容師養成施設における中学校卒業者等に対する入所試験及び講習実施基準について（平成10年2月3日生衛発第127号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者についての美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）附則第6条第1号の講習に関する実施基準並びに入所試験に関する取扱いを、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における美容師養成施設に対してその旨周知願いたい。

なお、平成10年3月31日以前に美容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒が在学する養成施設については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の取扱いとする。

【別紙】 美容師養成施設における中学校卒業者等に対する入所試験及び講習実施基準

1 総則

- (1) 美容師養成施設においては、指定規則第3条第1項第1号イの規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号。以下「改正法」という。）附則第5条第2項に規定する者を含む。以下「中学校卒業者等」という。）であって、当該養成施設が実施する入所試験に合格した者を入所させることができる。
- (2) 中学校卒業者等に入所を認める養成施設においては、学校教育法第56条に規定する者に該当しない生徒（以下「講習対象生徒」という。）に対して、講習を実施しなければならない。
- (3) 中学校卒業者等であって、美容師養成施設において、講習の課程を修了し、かつ、美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものは、美容師試験を受験することができる。

2 入所試験

(1) 目的

中学校卒業者等に対する入所試験は、美容師養成施設における学習に支障のない程度の学力を有する者を選抜するために行う。

(2) 試験科目

中学校卒業者等に対する入所試験は、中学校の必修教科のうち、美容師養成施設における教科課程の内容を勘案し、各養成施設において必要と認められた科目について行う。

(3) 試験の方法

各養成施設において、適切な方法を定める。

(4) 入所の判定

各養成施設において、入所後に行う講習との関連を考慮の上、入所試験の結果からみて適当な学力を有すると認められる者を入所させる。

3 講習

(1) 目的

講習は、講習対象生徒に対し、美容師養成施設における教科課程の学習を補助するために実施する。

(2) 講習の内容

ア 講習科目及び各科目ごとの授業時間の標準は、次のとおりである。

| 講習科目 | 授業時間 |
|------|------|
| 現代社会 | 35時間 |
| 化学 | 35時間 |
| 保健 | 35時間 |

イ 各講習科目の内容は、別添「美容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習科目の内容の基準」による。

(3) 講師

各養成施設において、各講習科目ごとに適当であると認められる者を講師として選任する。

(4) 講習の方法

ア 講習は、美容師養成施設における教科課程の学習との関連を考慮し、計画的に行う。

イ 講習は、原則として各養成課程ごとに設ける。ただし、講習対象生徒の負担等を勘案し、当該養成施設における他の養成課程の講習の履修を認めることができる。

ウ 講習は、各養成施設において、講習対象生徒の負担等を勘案し、適当と認められるときは、通信授業及び添削指導により行うことができる。この場合においては、「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」2（（1）ア、イ及び（2）を除く。）、4及び5に定めるもののほか、次によるものとする。

① 教材は、別添「美容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習科目の内容の基準」に従って構成されるものであること。

② 添削による指導は、それぞれの講習科目について3回以上行うこと。

(5) 課程修了の認定

養成施設においては、講習対象生徒が当該養成施設が定める所定の講習科目及び所定の授業時間を履修し、その成果が講習科目の指導目標からみて満足できると認められる場合には、課程の修了を認定しなければならない。

4 その他

- (1) 養成施設においては、改正法附則第5条第1項及び第2項の規定が設けられた趣旨にかんがみ、入所資格の設定に当たって、中学校卒業者等の志望の動向に十分留意しなければならない。
- (2) 中学校卒業者等に入所を認める養成施設においては、入所試験及び講習の実施に当たって、中学校卒業者等の負担加重とならないよう、十分配慮しなければならない。
- (3) 養成施設の長は、講習の課程を修了していない講習対象生徒に対しては、指定規則第9条に規定する卒業証書を授与してはならない。

【別添】 美容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習科目の内容の基準

第1 現代社会

1 実施方針

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培うとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

2 各項目の内容

(1) 現代社会における人間と文化

ア 日本の生活文化と伝統を理解させ、それらが行動の基盤になっていることを考えさせることにより自己理解を深めさせるとともに、人生における宗教や芸術の意義について考えさせる。

イ 大衆社会、高齢化社会、情報化社会など現代社会の特質を理解させ、それとの関連で学ぶことの意義及び青年期における自己形成の課題について認識を深めさせるとともに、自己の人生と職業生活及び余暇について考えさせる。

(2) 現代の政治・経済と人間

ア 地域社会の変化に着目させ、地方自治と住民福祉について理解させ、住民の生活と政治・経済の動きとのかかわりについて考えさせるとともに、地域社会の一員としての自覚を深めさせる。

イ 現代の市場と企業、技術革新などと情報化や国際化の進展について理解させ、我が国の経済社会の変化について考えさせる。また、国民所得の動き、産業構造の変化、雇用問題と労働関係、消費者保護と契約、社会保障の充実、社会資本の整備などについての理解を深めさせるとともに公的部門の役割と租税の意義について考えさせ、国民生活の向上と福祉の増大に対する認識を深めさせる。

ウ 基本的人権の保障と法の支配、国民主権と議会制民主主義、平和主義と我が国の安全についての理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせる。

3 学習指導上の留意事項

- (1) 必修の教科科目、特に、関係法規・制度、美容文化論、美容運営管理との関連を考慮するとともに、細かな事象や高度な事項・事柄には深入りしないようにする。
- (2) 生徒が主体的に自己の生き方にかかわって考えるよう学習指導の展開を工夫する。
- (3) 的確な資料に基づいて、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方を育成するとともに、統計などの資料の見方やその意味、情報の検索や処理の仕方などについて指導する。

第2 化学

1 実施方針

日常生活と関係の深い化学的な事物・現象に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、化学的な事物・現象や化学の応用について理解させる。

2 各項目の内容

(1) 自然界の物質とその変化

ア 人間を取り巻く自然界の物質のうち主な成分元素を中心に物質の性質とその変化について理解させる。

イ 空気の組成及び燃焼にかかわる物質の性質とその変化について理解させるとともに、燃焼にかかわる安全性についても知らせる。

ウ 電解質や親水性の物質がよく溶解することを理解させるとともに、気体や固体の溶解性についても知らせる。

(2) 日常生活の化学

ア 食品中の主な成分である炭水化物、タンパク質、脂肪の性質について知らせる。

- イ 身近な材料として用いられている主な天然及び合成繊維の性質と用途について知らせる。
- ウ 繊維に対する染色や香粧品として用いられる代表的な染料の性質や用途について知らせる。
- エ 洗剤の性質や用途及び洗剤の機構について基本的な事項を理解させる。
- (3) 身近な素材、身の回りの物質の製造
 - ア プラスチックの成分の違いや特徴及び用途について知らせる。
 - イ 金属の腐食やその防止について知らせる。
 - ウ 代表的なガラス、セメント及び陶磁器等の性質について知らせる。
- 3 学習指導上の留意事項
 - (1) 必修の教科課目、特に、美容の物理・科学、美容技術理論及び美容実習との関連を考慮するとともに、詳細で羅列的な扱いはせず、高度な事項・事柄には深入りしないようにする。
 - (2) 生徒が興味、関心をもって学習できるよう教材や学習方法を工夫する。

第3 保健

1 実施方針

個人及び集団の生活における健康・安全について理解を深めさせ、個人及び集団の健康を高める能力と態度を育てる。

2 各項目の内容

(1) 現代社会と健康

- ア 我が国の健康水準の向上や疾病構造の変化に伴って、健康の考え方やその保持増進の方法も変化してきたことを理解させる。
- イ 健康を保持増進させるためには、適切な食事、運動、休養が重要であることを理解させる。また、不健康な生活習慣の是正や医薬品の正しい使用法について理解させる。
- ウ 人間の精神と身体の密接な関係について理解させるとともに、精神の健康を保持増進するための方法について知らせる。

(2) 環境と健康

- ア 人間の生活や産業活動は、自然環境を汚染し健康被害をもたらすこともあること、このため様々な対策がとられていることを理解させる。
- イ 人間の健康には、自然環境の調和が重要であることを理解させる。

(3) 生涯を通じる健康

- ア 生涯の各段階において健康についての課題があることを知らせ、その課題に応じた健康管理を行うことが必要であることを理解させる。
- イ 職業病や労働災害の防止には、作業形態や作業環境の改善を心がけ、健康管理及び安全管理を行うことが必要であることを理解させる。

(4) 集団の健康

- ア 伝染病や成人病については、様々な予防活動が行われていることを理解させる。
- イ 環境の整備を図るため上下水道の整備や廃棄物の処理が行われていること、また、食品の安全性の確保を図るため食品衛生活動が行われていることを理解させる。
- ウ 国民の健康の保持増進を図るための保健・医療の制度について理解させる。

3 学習指導上の留意事項

必修の教科課目、特に、衛生管理及び美容保健との関連を考慮するとともに、具体的事例をあげることによって生徒の理解を高めるようにする

理容師養成施設の指導要領について（平成10年2月3日生衛発第132号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

理容師養成施設の指定及び運営に関する指導については、種々御配慮を煩わしているところであるが、理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項の理容師養成施設の指定については、今般、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下、「指定規則」という。）を定めるとともに、新たに別紙「理容師養成施設指導要領」を定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における養成施設の指定及び指導に関しては、指定規則及び指導要領に基づきよろしく御指導をお願いする。

なお、「理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等の申請書の様式について」（昭和33年4月9日衛環発第36号各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生省環境衛生部長通知）は平成10年4月1日をもって廃止する。

また、指定規則附則第2条に基づく指定申請書は、平成10年2月27日までに提出するものとする。

（別紙） 理容師養成施設指導要領

第1 指定の申請に関する事項

1 指定を受けようとする養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

- (1) 養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日
- (2) 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
- (3) 養成施設の長の氏名
- (4) 養成課程の別
- (5) 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
- (6) 生徒の定員及び学級数
- (7) 入所資格
- (8) 入所の時期
- (9) 修業期間
- (10) 教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総授業時間数（通信課程にあつては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の総授業時間数）
- (11) 入学料、授業料及び実習費の額
- (12) 理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法
- (13) 建物の位置及び構造の概要並びに設備の状況
- (14) 設立者の資産状況及び養成施設の経営方法
- (15) 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

2 2以上の養成課程を設ける養成施設にあつては、前項第5号から第11号までに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならないこと。

3 通信課程を併設する養成施設にあつては、第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を指定申請書に記載しなければならないこと。

- (1) 通信養成を行う地域
- (2) 授業の方法
- (3) 課程修了の認定方法

4 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

- (1) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
- (2) 養成施設の長の履歴書
- (3) 専任教員の履歴書
- (4) 兼任教員の履歴書
- (5) 土地建物等の登記簿謄本の写し
- (6) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
- (7) 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- (8) 法人の設立認可書の写し
- (9) 学則

5 通信課程を併設する養成施設にあつては、指定申請書に通信養成に使用する教材を添付しなければならないこと。

6 指定申請書は、養成施設を設立しようとする日の4か月前までに、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

7 養成施設の指定申請書の作成に当たっては、別添指定申請書様式及び記載例を参照すること。

- 8 指定を受けようとする養成施設の設立者は、養成施設を設立しようとする日の1年前までに設置計画書を厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- 9 養成施設の設置計画書の様式については、指定申請書の様式に準じたものとする。

第2 一般的事項

- 1 設立者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- 2 設立者たる法人又は団体が解散しようとするとき（設立者が個人の場合にあっては死亡したとき）は、養成施設の長は、あらかじめ（設立者が個人の場合にあっては速やかに）その旨を厚生労働大臣に文書により届け出るとともに、届出書の写しを都道府県知事に提出すること。
- 3 養成施設の長は個人であって、次の各号に該当する者であること。
 - (1) 養成施設の管理の責任者として、その職務を行うのに支障のない者であること。
 - (2) 社会的信望があり、理容師の養成に熱意を有する者であること。
 - (3) 経歴、現在における職務上の地位等からみて、理容師の養成を行うのに適当であると認められる者であること。
- 4 養成施設は、少なくとも次に掲げる事項を明示した学則を定めること。
 - (1) 設置目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 養成課程
 - (5) 修業期間
 - (6) 生徒定員及び学級数
 - (7) 入所時期、学期及び休日
 - (8) 教科課程及び教科課目ごとの授業時間数
 - (9) 入所資格、入所者の選考の方法及び入所手続
 - (10) 転入所
 - (11) 成績考査及び卒業
 - (12) 入学科、授業料、実習費等の費用徴収
 - (13) 教職員の組織
- 5 通信課程を併設する養成施設にあっては、前項に掲げる事項のほか、次の事項を学則に記載すること。
 - (1) 通信養成を行う地域
 - (2) 添削指導のための組織等
 - (3) 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合は、受託機関名、委託事務の範囲

第3 教員に関する事項

- 1 教員の数及び専任教員の数は、各養成課程ごと、理容師養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）第4条第1項第1号へ、第2号ロ、第3号ハに定めるとおりであること。
- 2 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。
ただし、理容実習を担当する教員にあっては、20時間の範囲で1週間当たりの授業時間数とすることができること。
- 3 専任教員は、1の養成施設に限り専任教員となることができるものであること。ただし、1の養成施設に昼間課程及び夜間課程がある場合には、前項の範囲内で、それぞれの専任教員を兼ねることができること。
- 4 通信課程を併設する場合の通信課程の専任教員については、2名を限度として昼間課程又は夜間課程の専任教員がこれを兼ねることができること。
ただし、通信課程の専任教員のうち、昼間課程又は夜間課程の専任教員であって通信課程の専任教員を兼ねている者以外の専任教員は、第2項の授業時間数を7時間以内（理容実習を担当する教員の場合は、10時間以内）の範囲で昼間課程又は夜間課程の教員を兼ねることができること。
- 5 通信課程を併設する養成施設が通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合であっても、添削指導を行う者は、当該養成施設の教員であること。
- 6 教員の出勤状況が確実に記録されていること。
- 7 教員の資格は、指定規則第4条第1項第1号トに定めるとおりであるが、「理容師の養成に適当であると認められるもの」とは、次の各号に該当する者であること。
 - (1) 教員の資格要件に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられたことのない者であること。
 - (3) 理容師の養成に熱意及び能力を有する者であること。
- 8 指定規則別表第3衛生管理、理容保健、理容文化論、理容運営管理、理容技術理論及び理容実習の項に規定する「実務に従事した経験」とは、理容所において理容師として業務に従事した経

験をいうこと。

- 9 指定規則別表第3 理容文化論及び理容運営管理の項に規定する「1から3までに定める者に準ずると認められる者」には、旧教科課目の社会の教員であった者が含まれるものであること。
- 10 指定規則別表第3選択必修課目の項に規定する「それぞれの課目を教授するのに相当と認められる者」とは、その担当課目に応じ、それぞれ専門的な知識、技能を有する者をいうこと。

第4 生徒に関する事項

- 1 学則に定められた生徒の定員を遵守すること。
- 2 入所資格の審査は、卒業証書の写し又は卒業証明書を提出させ、确实かつ適正に行うこと。
- 3 入所者の選考は、学則に定めるところにより、厳正に行うこと。
- 4 中学校卒業者等の入所を認める養成施設にあっては、「理容師養成施設における中学校卒業者等に対する入所試験及び講習実施基準」に定めるところにより、必要な事項を学則に定め、これに基づき入所試験及び講習を適正に行うこと。
- 5 転入所は、指定養成施設相互間においてのみ認められるものであること。
- 6 転入所の取扱いに当たっては、転入所しようとする生徒が修業期間内に指定規則第4条第1項第1号ハに定める教科課目等が履修できるよう、すでに履修した課目及びその時間数等を十分検討した上で転入所させること。
- 7 卒業の認定については、「理容師養成施設の教科課程の基準」第1章第3節に定めるところにより、厳正に行うこと。
- 8 理容師試験の受験のため、卒業後に生徒から卒業証明書の発行を求められたときは、すみやかに発行すること。
- 9 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置を講ずること。
- 10 生徒の入所、卒業、成績及び出欠状況その他生徒に関する記録は、确实に保存されていること。
- 11 設立者は、毎年4月30日までに、前年の4月1日から3月31日までの入所者の数及び卒業者の数を当該養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

第5 授業に関する事項

- 1 「理容師養成施設の教科課程の基準」に定めるところにより、適切かつ確実に授業を実施すること。
- 2 理容実習（実務実習を除く。）のモデルについては、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を限定するなど、適切に取り扱うこと。
- 3 モデルを使用して行う理容実習（実務実習を含む。）の時期は、入所後概ね6月を経過してからすること。
- 4 多数の生徒を1室に収容して授業を行うことは、著しく教育効果の妨げとなるので、指定規則第4条第1項第1号のチに定めるとおり40人の生徒を標準として構成すること。
- 5 「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」3の（5）ただし書に規定する「当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒」とは、次のいずれかの事由に該当する生徒であること。
 - (1) 通信課程を設置する養成施設の所在しない都道府県の区域に住所を有する生徒が、これがため他の都道府県の区域に所在する養成施設の通信課程に在籍している場合であって、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが、生徒にとって、時間的及び経済的に著しく不適當であると認められるとき。
 - (2) 通信課程を設置する養成施設が生徒の住所を有する都道府県に所在する場合であっても、当該養成施設の通信課程の定員からして、やむなく相当数の生徒が他の都道府県の区域に所在する養成施設に在籍しているとき。
 - (3) 生徒の居住地と同一都道府県の区域に所在する養成施設に当該生徒が在籍している場合には、山間僻地その他交通至難の地に住所を有しているため当該養成施設の校舎において面接授業を受けることが時間的及び経済的に著しく不適當であると認められるとき。
- 6 「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」3の（5）ただし書に規定する「他の養成施設その他面接指導を行う場所として相当と認められる施設」とは、原則として、次のような施設であること。
 - (1) 他の養成施設
 - (2) 保健所
 - (3) 小学校、中学校等の教育施設その他公民館等公共的施設
- 7 通信課程を新設しようとする養成施設が、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」3の（5）ただし書の規定の適用を受けようとするときは、設置計画書、課程新設計画書、指定申請書又は課程新設承認申請書にその場所及び使用する施設の概況を記載するものとし、また、すでに通信課程を設置している養成施設が新たにこの規定の適用を受けようとするときは、授業の方法の変更の届出書を厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。